

工事成績通知要領

(目的)

第1条 この要領は、四日市市の発注する工事の成績評定結果を受注者に通知する事項を定め、工事の品質の確保と、工事に関する技術水準の向上に資すること目的とする。

(対象工事)

第2条 評定点の通知を対象とする工事は、四日市市発注の契約金額50万円(営繕工事にあつては100万円)以上の工事とする。

(評定結果)

第3条 工事担当課長は、当該工事の工事成績評定通知書(第8号様式)を工事完成認定書の交付に併せて、速やかに受注者に交付しなければならない。

(疑義)

第4条 市長は、明らかな事由により評定結果を修正する必要があると判断した場合は、再度通知することができる。

附則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附則(平成23年4月1日一部改正)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(施工期日)

1 この要領は、平成15年5月13日から施行する(四日市市入札・契約等に関する苦情処理事務取扱要領制定に伴う改正。第4条、第5条削除。第6条は第4条に。第6条中、前条で回答するにあたりを削除)